令和７年度　第２回　ツキノワグマ出没対策連絡会次第

日時：令和７年９月２４日（水）
午前１０時００分から
場所：結とぴあ　３０２号室

１　開会

２　議題

(1) 今年度のクマの出没状況について・・・・・・・・・・資料１
福井県エネルギー環境部自然環境課　主任　　國永知裕　氏

(2) 今年度の堅果類の豊凶状況について・・・・・・・・・資料２
福井県自然保護センター　　企画主査　佐野紗樹　氏

(3) 人身被害防止のための対策について・・・・・・・・・資料３

３　その他

・緊急銃猟制度開始に伴う対応について・・・・・・・・・・・資料４
福井県エネルギー環境部自然環境課　主任　　國永知裕　氏

４　閉会

ツキノワグマ出没対策連絡会出席者名簿

	所属名	職　名	氏 名	備 考
1	福井県猟友会大野支部	支部長	畳谷　昭二	大野市クマ出没対策本部　関係機関
2	福井県猟友会和泉支部	支部長	田中　利明	大野市クマ出没対策本部　関係機関
3	大野市区長連合会	副会長	齋藤　雅彦	大野市クマ出没対策本部　関係機関
4	大野警察署	刑事生活安全課　生活安全係長	栗原　和成	大野市クマ出没対策本部　関係機関
5	福井県奥越農林総合事務所	林業・木材活用課長	五十嵐　清美	大野市クマ出没対策本部　関係機関
6	福井県自然保護センター	企画主査	佐野　紗樹	大野市クマ出没対策本部　関係機関
7	福井県エネルギー環境部自然環境課	主任	國永　知裕	大野市クマ出没対策本部　関係機関
8	大野市	副市長	嶋田　敏文	大野市クマ出没対策本部　本部長
9		地域経済部長	吉田　克弥	大野市クマ出没対策本部　副本部長
10		行政経営部長	加藤　嘉一	大野市クマ出没対策本部　本部員
11		健幸福祉部長	加藤　智恵	大野市クマ出没対策本部　本部員
12		くらし環境部長	常見　和正	大野市クマ出没対策本部　本部員
13		地域づくり部長	澤田　誠司	大野市クマ出没対策本部　本部員
14		教育委員会事務局長	山崎　勝彦	大野市クマ出没対策本部　本部員
15		消防本部消防長	末永　公秀	大野市クマ出没対策本部　本部員
16		地域づくり部防災防犯課長	中山　裕子	大野市クマ出没対策本部　本部員
17		教育委員会教育総務課長	土蔵　郁代	大野市クマ出没対策本部　本部員
18	事務局	農業林業振興課長	帰山　康一朗	大野市クマ出没対策本部　事務局
19		農業林業振興課課長補佐	石本　浩二	大野市クマ出没対策本部　事務局
20		農業林業振興課企画主査	谷口　英幸	大野市クマ出没対策本部　事務局
21		農業林業振興課主事	石川　達哉	大野市クマ出没対策本部　事務局

資料1

福井県内のツキノワグマの出没状況（令和3年度～令和7年度）

1 クマの出没（目撃・痕跡・捕獲・人身被害）件数・許可捕獲頭数※

（令和7年9月10日）

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む

（上段：出没件数　下段カッコ内：許可捕獲頭数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4～8月累計	9～3月累計
県全域	R3年度	20 (0)	67 (17)	88 (21)	63 (13)	27 (11)	33 (19)	41 (15)	35 (7)	20 (6)	2 (0)	3 (0)	4 (0)	403 (109)	265 (62)	138 (47)
	R4年度	11 (0)	61 (21)	95 (17)	33 (6)	20 (6)	25 (9)	39 (11)	21 (10)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	314 (80)	220 (50)	94 (30)
	R5年度	11 (3)	50 (11)	85 (25)	56 (11)	30 (8)	62 (19)	197 (22)	211 (34)	51 (6)	8 (1)	3 (0)	2 (0)	766 (140)	232 (58)	534 (82)
	R6年度	27 (2)	116 (21)	267 (56)	93 (19)	51 (11)	84 (21)	157 (24)	61 (9)	32 (6)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	897 (169)	554 (109)	343 (60)
	R7年度	29 (9)	77 (13)	114 (23)	101 (25)	38 (7)	20 (2)							379 (79)	359 (77)	20 (2)
奥越	R3年度	6 (0)	11 (4)	36 (12)	14 (4)	3 (3)	6 (5)	2 (2)	6 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (35)	70 (23)	16 (12)
	R4年度	2 (0)	11 (2)	16 (9)	10 (3)	5 (1)	8 (4)	7 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	63 (26)	44 (15)	19 (11)
	R5年度	2 (0)	10 (4)	26 (14)	15 (7)	6 (4)	28 (8)	84 (12)	74 (17)	10 (2)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	260 (68)	59 (29)	201 (39)
	R6年度	5 (1)	16 (6)	41 (23)	15 (7)	8 (4)	28 (9)	38 (6)	10 (1)	11 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	172 (60)	85 (41)	87 (19)
	R7年度	8 (7)	6 (2)	24 (8)	33 (16)	10 (3)	2 (0)							83 (36)	81 (36)	2 (0)
福井・坂井	R3年度	2 (0)	9 (4)	26 (7)	18 (2)	9 (5)	11 (6)	13 (8)	4 (2)	10 (5)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	107 (39)	64 (18)	43 (21)
	R4年度	1 (0)	14 (4)	25 (0)	6 (0)	6 (2)	4 (1)	11 (3)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	76 (11)	52 (6)	24 (5)
	R5年度	4 (0)	18 (2)	29 (3)	21 (3)	13 (0)	15 (3)	39 (1)	41 (7)	8 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	190 (22)	85 (8)	105 (14)
	R6年度	7 (0)	35 (6)	88 (8)	18 (2)	11 (0)	17 (4)	31 (1)	17 (3)	4 (1)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	233 (25)	159 (16)	74 (9)
	R7年度	4 (0)	11 (3)	26 (4)	21 (3)	8 (1)	7 (0)							77 (11)	70 (11)	7 (0)
丹南	R3年度	9 (0)	14 (2)	9 (0)	18 (3)	7 (2)	9 (6)	13 (4)	10 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	94 (17)	57 (7)	37 (10)
	R4年度	3 (0)	11 (9)	10 (3)	9 (2)	3 (1)	3 (3)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	47 (21)	36 (15)	11 (6)
	R5年度	2 (1)	6 (1)	9 (1)	9 (1)	5 (2)	12 (7)	47 (6)	78 (8)	27 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	199 (27)	31 (6)	168 (21)
	R6年度	7 (0)	38 (5)	71 (11)	35 (5)	15 (4)	18 (6)	51 (10)	11 (3)	7 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	256 (45)	166 (25)	90 (20)
	R7年度	7 (0)	24 (2)	37 (6)	26 (4)	10 (3)	3 (0)							107 (15)	104 (15)	3 (0)
嶺南	R3年度	3 (0)	33 (7)	17 (2)	13 (4)	8 (1)	7 (2)	13 (1)	15 (1)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	116 (18)	74 (14)	42 (4)
	R4年度	5 (0)	25 (6)	44 (5)	8 (1)	6 (2)	10 (1)	17 (3)	13 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	128 (22)	88 (14)	40 (8)
	R5年度	3 (2)	16 (4)	21 (7)	11 (0)	6 (2)	7 (1)	27 (3)	18 (2)	6 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	117 (23)	57 (15)	60 (8)
	R6年度	8 (1)	27 (4)	67 (14)	25 (5)	17 (3)	21 (2)	37 (7)	23 (2)	10 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	236 (39)	144 (27)	92 (12)
	R7年度	10 (2)	36 (6)	27 (5)	21 (2)	10 (0)	8 (2)							112 (17)	104 (15)	8 (2)

2 捕獲頭数の放獣・捕殺・保護飼養頭数の内訳

	放獣頭数		捕殺頭数		保護飼養頭数		放獣合計	捕殺合計	合計
	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南			
R1年度	57	0	146	47	0	0	57	193	250
R2年度	42	4	170	31	0	0	46	201	247
R3年度	0	1	91	17	0	0	1	108	109
R4年度	1	2	57	20	0	0	3	77	80
R5年度	14	2	103	21	0	0	16	124	140
R6年度	7	0	123	39	0	0	7	162	169
R7年度	2	0	60	17	0	0	2	77	79

3　人身被害の状況

	4月～8月	9月～3月	合計
R1年度	0件（0人）	9件（9人）	9件（9人）
R2年度	2件（2人）	10件（10人）	12件（12人）
R3年度	1件（1人）	1件（1人）	2件（2人）
R4年度	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）
R5年度	0件（0人）	2件（2人）	2件（2人）
R6年度	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）
R7年度	1件（1人）	0件（0人）	1件（1人）

福井県内のツキノワグマの出没状況（令和3年度～令和7年度）

○クマの出没（目撃・痕跡・捕獲・人身被害）件数・許可捕獲頭数※

令和7年9月10日

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む

（ ）内は捕獲頭数　　（件）

市町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4-8月累計	9-3月累計
福井市	0 (0)	4 (1)	9 (2)	13 (3)	2 (0)	2 (0)							30 (6)	28 (6)	2 (0)
永平寺町	1 (0)	2 (1)	5 (2)	1 (0)	2 (1)	0 (0)							11 (4)	11 (4)	0 (0)
あわら市	1 (0)	3 (1)	7 (0)	6 (0)	4 (0)	5 (0)							26 (1)	21 (1)	5 (0)
坂井市	2 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)							10 (0)	10 (0)	0 (0)
大野市	7 (7)	4 (2)	12 (6)	19 (10)	5 (1)	0 (0)							47 (26)	47 (26)	0 (0)
勝山市	1 (0)	2 (0)	12 (2)	14 (6)	5 (2)	2 (0)							36 (10)	34 (10)	2 (0)
越前市	3 (0)	2 (2)	8 (2)	2 (1)	3 (1)	1 (0)							19 (6)	18 (6)	1 (0)
鯖江市	2 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (1)	1 (0)							8 (1)	7 (1)	1 (0)
池田町	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							3 (0)	3 (0)	0 (0)
南越前町	1 (0)	19 (0)	15 (4)	13 (2)	3 (1)	0 (0)							51 (7)	51 (7)	0 (0)
越前町	1 (0)	3 (0)	10 (0)	8 (1)	3 (0)	1 (0)							26 (1)	25 (1)	1 (0)
敦賀市	0 (0)	4 (2)	9 (5)	10 (2)	2 (0)	4 (2)							29 (11)	25 (9)	4 (2)
美浜町	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)							8 (0)	8 (0)	0 (0)
若狭町	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)							8 (0)	6 (0)	2 (0)
小浜市	0 (0)	13 (1)	7 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)							28 (1)	27 (1)	1 (0)
高浜町	10 (2)	13 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)							25 (5)	25 (5)	0 (0)
おおい町	0 (0)	3 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)							14 (0)	13 (0)	1 (0)
合計	29 (9)	77 (13)	114 (23)	101 (25)	38 (7)	20 (2)							379 (79)	359 (77)	20 (2)

クマの出没状況について（大野市）

令和7年9月16日

クマの出没件数及び捕獲頭数：平成１６年度～令和７年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	１0月	１１月	１２月	1～3月	合計	備考
R7	出没件数	0	4	12	19	5	2	0	0	0	0	42	
	放獣頭数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
	捕殺頭数	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
	錯誤捕獲	0	2	5	5	0	1	0	0	0	0	13	
R６	出没件数	2	9	27	7	6	13	8	5	3	0	80	
	放獣頭数	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	5	
	捕殺頭数	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	4	
	錯誤捕獲	0	4	10	3	2	6	4	1	0	0	30	
R5	出没件数	0	4	15	10	5	10	27	27	4	4	106	
	放獣頭数	0	0	1	0	0	1	2	6	0	0	10	
	捕殺頭数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
	錯誤捕獲	0	2	10	6	3	4	9	3	0	0	37	
R4	出没件数	0	0	7	4	2	4	3	2	0	1	23	
	捕獲頭数	0	0	6	2	1	4	3	2	0	0	18	
R3	出没件数	3	3	10	7	3	4	2	3	0	0	35	
	捕獲頭数	0	1	3	4	3	4	2	2	0	0	19	
R2	出没件数	1	8	17	22	20	27	45	21	1	1	163	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	7	15	16	16	11	12	0	0	78	（本部設置）
R1 (H31)	出没件数	1	5	19	13	4	13	45	27	8	1	136	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	14	5	3	7	18	26	4	0	78	（本部設置）
H30	出没件数	0	0	13	17	0	0	0	0	0	0	30	
	捕獲頭数	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	9	
H29	出没件数	0	3	6	5	1	0	3	1	0	0	19	
	捕獲頭数	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	5	
H28	出没件数	1	2	3	6	3	5	0	0	0	0	20	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H27	出没件数	0	2	1	7	3	0	0	2	0	0	15	
	捕獲頭数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
H26	出没件数	0	1	6	9	10	43	51	18	2	2	142	大量出没年
	捕獲頭数	0	0	0	1	2	15	17	1	0	2	38	（本部設置）
H25	出没件数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H24	出没件数	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H23	出没件数	3	0	1	5	2	2	1	0	0	0	14	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22	出没件数	0	2	6	2	5	28	99	32	1	0	175	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	0	0	3	5	13	8	0	0	30	（本部設置）
H21	出没件数	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	10	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H20	出没件数	4	1	2	1	0	1	5	2	0	0	16	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H18	出没件数					9	66	314	57	0	0	446	大量出没年
	捕獲頭数					1	11	63	14	1	0	90	（本部設置）
H16	出没件数					3	49	151	31	1	0	235	大量出没年
	捕獲頭数					0	10	29	3	0	0	42	（本部設置）

資料2

令和７年度堅果類豊凶調査の結果について

令和７年９月 11 日
福井県自然保護センター

１．調査概要

目的：ツキノワグマ（以下、クマ）の秋期における大量出没を予測するため、秋期の主要な餌資源である堅果類の作柄を調べる。

期間：令和７年８月 17 日～29 日

地点：ブナ 12 地点
ミズナラ 13 地点
コナラ 17 地点
合計 42 地点

方法：各地点 10 本、合計 420 本の調査木の作柄を評価

解析：水谷ら（2025）に基づき、作柄を判定した。またクマの大量出没予測モデルに当てはめて大量出没の可能性を判定した。

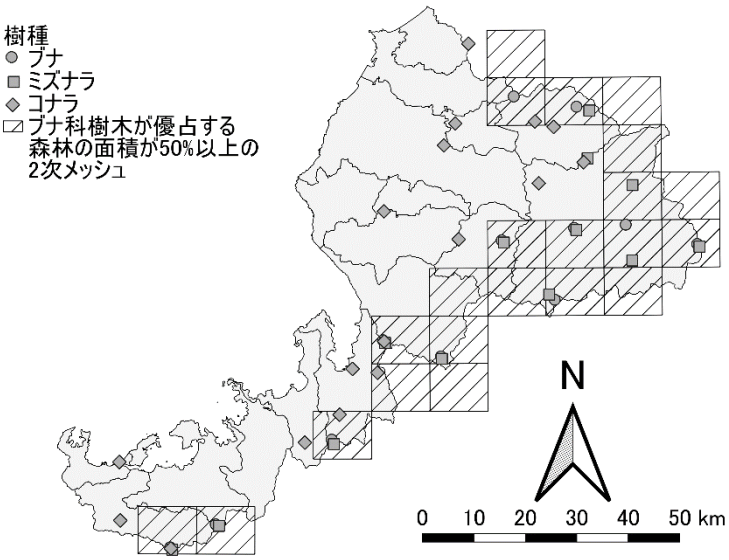

図１　令和７年度堅果類豊凶調査地点の位置

２．令和７年度の調査結果

・県全体でのブナ、ミズナラ、コナラの作柄は、以下のとおりであった。

表１　令和７年度のブナ・ミズナラ・コナラの作柄判定

樹種	判定結果	密に着果した個体の割合	判定基準（水谷ら 2025）
ブナ	不作	0.0%	豊作≧30%＞並作≧ 5%＞不作
ミズナラ	不作	3.1%	豊作≧30%＞並作≧10%＞不作
コナラ	豊作	26.3%	豊作≧25%＞並作≧10%＞不作

・調査結果を大量出没予測モデルに当てはめた結果、令和７年度は大量出没年であると判定された。

※判定基準（水谷ら 2025）：ミズナラの密に着果した個体の割合が 6.5%以下、かつブナの密に着果した個体の割合が 0.7%以下の場合、大量出没年と予測される。

3．参考資料

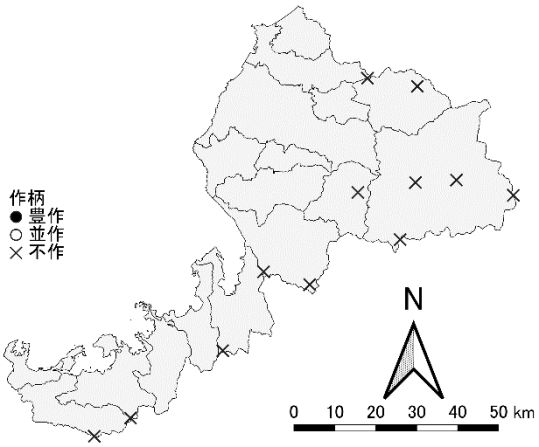

図２　ブナの地点ごとの作柄

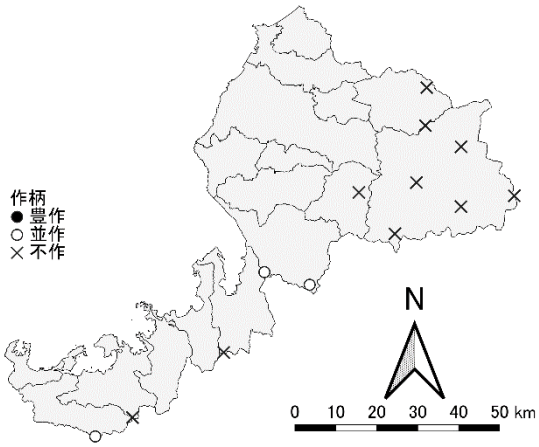

図３　ミズナラの地点ごとの作柄

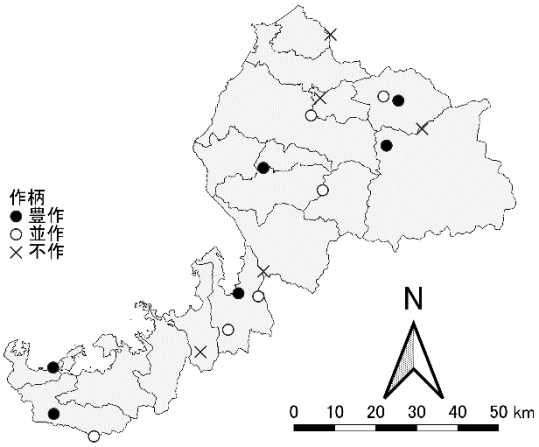

図４　コナラの地点ごとの作柄

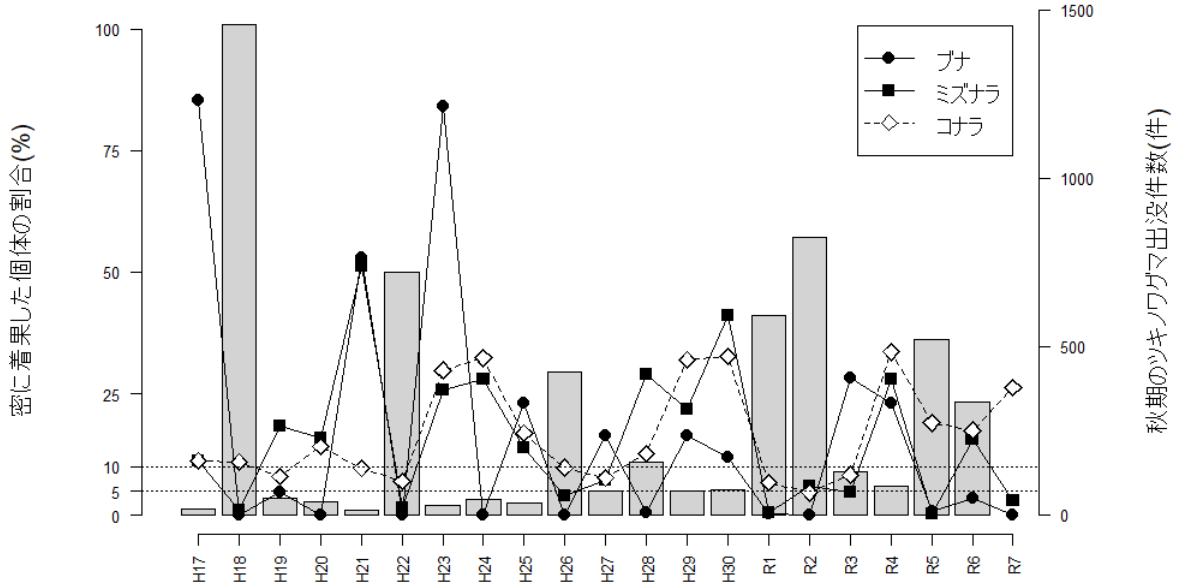

図５　ブナ科樹木の豊凶傾向と秋期のツキノワグマ出没件数の関係

出没件数は目撃件数・痕跡件数・捕獲件数・人身被害件数の合計値

表２　令和７年の各調査地点における堅果類の作柄

市町	調査地点	標高（m）	樹種	着果なし（本）	疎に着果（本）	密に着果（本）	密に着果の割合（%）	作柄
福井市	東山公園	78	コナラ	0	9	1	10	並作
敦賀市	黒河林道	497	ブナ	10	0	0	0	不作
	黒河林道	578	ミズナラ	6	4	0	0	不作
	黒河林道	125	コナラ	0	9	1	10	並作
	池河内	306	コナラ	1	8	1	10	並作
	金ヶ崎公園	160	コナラ	0	4	6	60	豊作
小浜市	遠敷峠	853	ブナ	10	0	0	0	不作
	遠敷峠	816	ミズナラ	7	3	0	0	不作
大野市	川合	485	ブナ	10	0	0	0	不作
	モッカ平	957	ブナ	10	0	0	0	不作
	温見峠	1021	ブナ	10	0	0	0	不作
	刈込池	1119	ブナ	－	－	－	－	－
	油坂峠	808	ブナ	10	0	0	0	不作
	平家平	1208	ブナ	－	－	－	－	－
	モッカ平	957	ミズナラ	0	10	0	0	不作
	南六呂師	789	ミズナラ	7	3	0	0	不作
	平家平	975	ミズナラ	－	－	－	－	－
	温見	728	ミズナラ	3	7	0	0	不作
	刈込池	1119	ミズナラ	－	－	－	－	－
	池ヶ原	960	ミズナラ	3	7	0	0	不作
	油坂峠	778	ミズナラ	10	0	0	0	不作
	伊勢橋	571	ミズナラ	5	5	0	0	不作
	南六呂師	532	コナラ	3	7	0	0	不作
	亀山公園	192	コナラ	0	6	4	40	豊作
勝山市	北谷町谷	545	ブナ	10	0	0	0	不作
	北谷町谷	721	ミズナラ	2	8	0	0	不作
	荒土町別所	129	コナラ	0	9	1	10	並作
	長尾山総合公園	198	コナラ	0	1	9	90	豊作
鯖江市	鯖江青年の家	42	コナラ	1	2	7	70	豊作
越前市	八ツ杉キャンプ場	473	コナラ	3	6	1	10	並作
あわら市	刈安山	547	コナラ	1	9	0	0	不作
坂井市	竹田川上流	772	ブナ	10	0	0	0	不作

永平寺町	松岡公園	119	コナラ	4	6	0	0	不作
池田町	部子山	898	ブナ	10	0	0	0	不作
	部子山	898	ミズナラ	2	8	0	0	不作
南越前町	夜叉ヶ池登山口	517	ブナ	9	1	0	0	不作
	山中林道	592	ブナ	9	1	0	0	不作
	高倉峠	879	ブナ	－	－	－	－	－
	山中林道	605	ミズナラ	0	8	2	20	並作
	夜叉ヶ池登山口	489	ミズナラ	1	8	1	10	並作
	高倉峠	879	ミズナラ	－	－	－	－	－
	山中林道	592	コナラ	0	10	0	0	不作
美浜町	新庄	165	コナラ	0	10	0	0	不作
おおい町	五波峠	617	ブナ	10	0	0	0	不作
	五波峠	617	ミズナラ	2	7	1	10	並作
	五波峠	610	コナラ	0	8	2	20	並作
	流星館	149	コナラ	0	1	9	90	豊作
高浜町	安土山公園	81	コナラ	0	5	5	50	豊作

４．調査方法および解析方法

（１）調査期間

令和 7 年 8 月 17 日～8 月 29 日（うち 12 日間調査を実施）

（２）調査地点

ブナ 12 地点、ミズナラ 13 地点、コナラ 17 地点の合計 42 地点（図 1）。

（調査地点選定理由）

- 福井県内でブナ科樹木が優占する地域。ブナ科樹木が優占する森林の面積が 50%以上の 2 次メッシュ（10km 四方）において、各メッシュ内で出現頻度の高い樹種を対象とした。
- 過去にクマ出没があった山麓部、公園地域など。その他、市町の要望に基づき調査地を随時追加している。令和 7 年度は安土山公園（高浜町）を新たに追加した。
- 例年調査対象としているブナ 3 地点（刈込池・平家平（いずれも大野市）・高倉峠（南越前町））、ミズナラ 3 地点（刈込池・平家平（いずれも大野市）・高倉峠（南越前町））は、調査地点へのアクセスが困難であったため調査を実施しなかった。

（３）調査方法

- 胸高直径（地上約 1.3 m の高さの直径）が 20 cm 以上の調査木を、各地点につき 10 本選定
- 樹上の未成熟～成熟堅果の量を目視（8～10 倍双眼鏡使用）で調査し、各樹種の個体ごとの作柄を評価（表 3、4）
- 個体ごとの作柄評価は、原則として複数の調査者が調査し、最大の評価を採用

表３　ブナの個体ごとの着果区分の分類

着果区分	評価	概要	評価基準
着果なし	0	着果なし	30 秒ずつ 3 回探しても実が見つからない
疎に着果	1	樹冠の一部に疎に着果	着果枝は樹冠表面の半分以下 枝あたりの着果数は少ない
	2	樹冠の一部に密に着果	着果枝は樹冠表面の半分以下 着果数が多い枝が目立つ
	3	樹冠全体に疎に着果	着果枝は樹冠表面の半分以上 枝あたりの着果数は大部分が少ない
密に着果	4	樹冠全体に密に着果	着果枝は樹冠表面の半分以上 着果数が多い枝が目立つ

記述的基準に基づき定性的に分類する

表４　ミズナラおよびコナラの個体ごとの着果区分の分類

着果区分	評価	概要	評価基準
着果なし	0	着果なし	30 秒ずつ 3 回探しても実が見つからない
疎に着果	1	樹冠の一部に疎に着果	着果枝は樹冠表面の半分以下 枝あたりの着果数は少ない
	2	樹冠の一部に密に着果	着果枝は樹冠表面の半分以下 着果数が多い枝が目立つ
	3	樹冠全体に疎に着果	着果枝は樹冠表面の半分以上 枝あたりの着果数は大部分が少ない
密に着果	4	樹冠全体に密に着果	着果枝は樹冠表面の半分以上 着果数が多い枝が目立つ コナラ　：枝先 50cm に実が平均 4 個以上ある 60%以上の枝先に着果している ミズナラ：枝先 50cm に実が平均 3 個以上ある 50%以上の枝先に着果している
	5	樹冠全体に非常に密に着果	ほぼすべての枝に、非常に密に着果

記述的基準に基づく定性的区分に、定量的基準を付加して分類する。

（４）解析方法

- 水谷ら（2025）の豊凶判定基準（表 1）により、県全体および各調査地点の作柄を評価。
- 水谷ら（2025）の大量出没予測モデル（「２．令和 7 年の調査結果」に記載）により、大量出没の可能性を判定した。

資料3

冬眠前のツキノワグマによる人身被害の防止について

１　事前対策について

２　出没対応（集落等への出没）

３　人身被害対応（人身被害発生時）

４　人身被害・緊急銃猟等の事案発生の連絡について

５　大量出没時の重点対策（事例）

1 被害防止の普及(P3 1-(3)イ)

『秋。クマから身を守る基本』『カキの木見たらクマに注意』を参考に、住民および入山者(登山客、観光客)等へ注意喚起し、事故防止に努めてください。

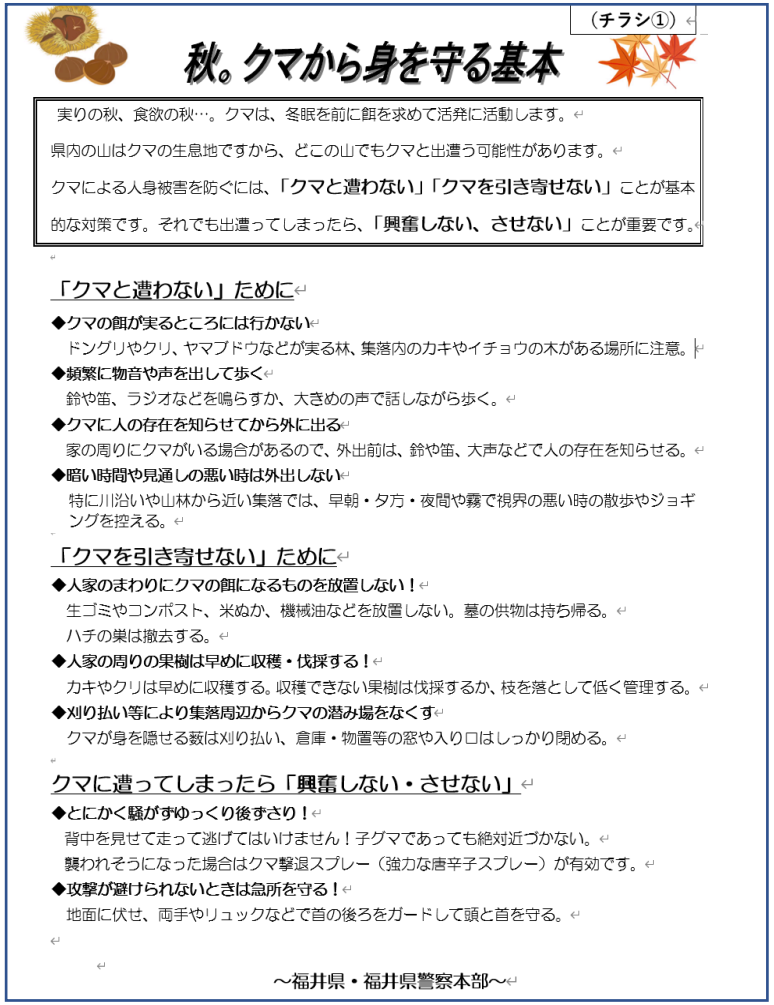

(チラシ①)

秋。クマから身を守る基本

実りの秋、食欲の秋…。クマは、冬眠を前に餌を求めて活発に活動します。
県内の山はクマの生息地ですから、どこの山でもクマと出遭う可能性があります。
クマによる人身被害を防ぐには、「クマと遭わない」「クマを引き寄せない」ことが基本的な対策です。それでも出遭ってしまったら、「興奮しない、させない」ことが重要です。

「クマと遭わない」ために

◆クマの餌が実るところには行かない
ドングリやクリ、ヤマブドウなどが実る林、集落内のカキやイチョウの木がある場所に注意。
◆頻繁に物音や声を出して歩く
鈴や笛、ラジオなどを鳴らすか、大きめの声で話しながら歩く。
◆クマに人の存在を知らせてから外に出る
家の周りにクマがいる場合があるので、外出前は、鈴や笛、大声などで人の存在を知らせる。
◆暗い時間や見通しの悪い時は外出しない
特に川沿いや山林から近い集落では、早朝・夕方・夜間や霧で視界の悪い時の散歩やジョギングを控える。

「クマを引き寄せない」ために

◆人家のまわりにクマの餌になるものを放置しない!
生ゴミやコンポスト、米ぬか、機械油などを放置しない。墓の供物は持ち帰る。
ハチの巣は撤去する。
◆人家の周りの果樹は早めに収穫・伐採する!
カキやクリは早めに収穫する。収穫できない果樹は伐採するか、枝を落として低く管理する。
◆刈り払い等により集落周辺からクマの潜み場をなくす
クマが身を隠せる藪は刈り払い、倉庫・物置等の窓や入り口はしっかり閉める。

クマに遭ってしまったら「興奮しない・させない」

◆とにかく騒がずゆっくり後ずさり!
背中を見せて走って逃げてはいけません!子グマであっても絶対近づかない。
襲われそうになった場合はクマ撃退スプレー(強力な唐辛子スプレー)が有効です。
◆攻撃が避けられないときは急所を守る!
地面に伏せ、両手やリュックなどで首の後ろをガードして頭と首を守る。

~福井県・福井県警察本部~

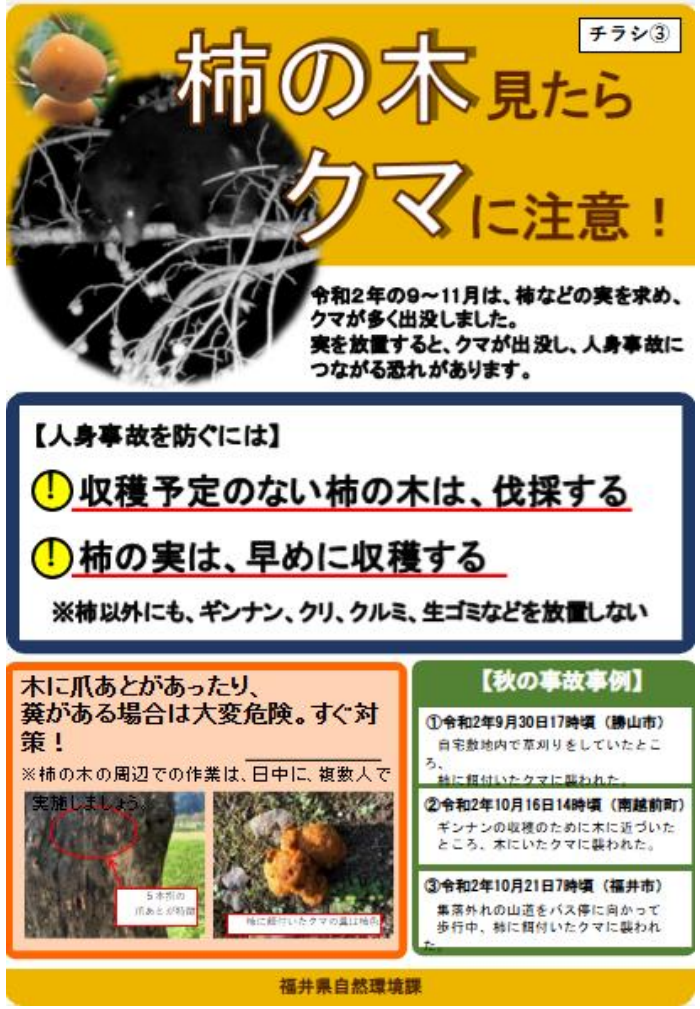

チラシ③

柿の木見たらクマに注意!

令和2年の9~11月は、柿などの実を求め、クマが多く出没しました。
実を放置すると、クマが出没し、人身事故につながる恐れがあります。

【人身事故を防ぐには】

収穫予定のない柿の木は、伐採する

柿の実は、早めに収穫する

※柿以外にも、ギンナン、クリ、クルミ、生ゴミなどを放置しない

木に爪あとがあったり、糞がある場合は大変危険。すぐ対策!

※柿の木の周辺での作業は、日中に、複数人で実施しましょう。

【秋の事故事例】

①令和2年9月30日17時頃(勝山市)
自宅敷地内で草刈りをしていたところ、柿に餌付いたクマに襲われた。

②令和2年10月16日14時頃(南越前町)
ギンナンの収穫のために木に近づいたところ、木にいたクマに襲われた。

③令和2年10月21日7時頃(福井市)
集落外れの山道をバス停に向かって歩行中、柿に餌付いたクマに襲われた。

福井県自然環境課

【注意喚起の方法(例)】
○登山客等:登山口・目撃地での**看板設置**
○観光客等:各市町の観光部局と連携し
チラシ配布、県のHP紹介等
○住民:市町の広報誌、回覧板等
○森林作業者: 森林組合等へのチラシ配布

※チラシ等作成の際、出没場所のマップ化等、**出没情報収集配信システム**を積極的に活用ください。

2 出没情報の収集(P3 1-(3)ア)

・住民等に対し、目撃や痕跡情報を、直ちに市役所・町役場に連絡するよう、市の広報誌や回覧板等を活用し、依頼してください。

・管内の警察や捕獲隊に寄せられた出没情報についても収集してください。

・システムへ入力により、住民等への直接的な情報提供やデータの集約・蓄積・県・市町・警察との情報共有が可能となります。

※集中的に出没している地域や市町をまたがる広域的な出没の視覚化
※蓄積データを分析し、事故防止対策等に活用

出没情報収集配信システム

WEB公開

メルマガ配信

WEBサイト「福井クマ情報(FBI)」

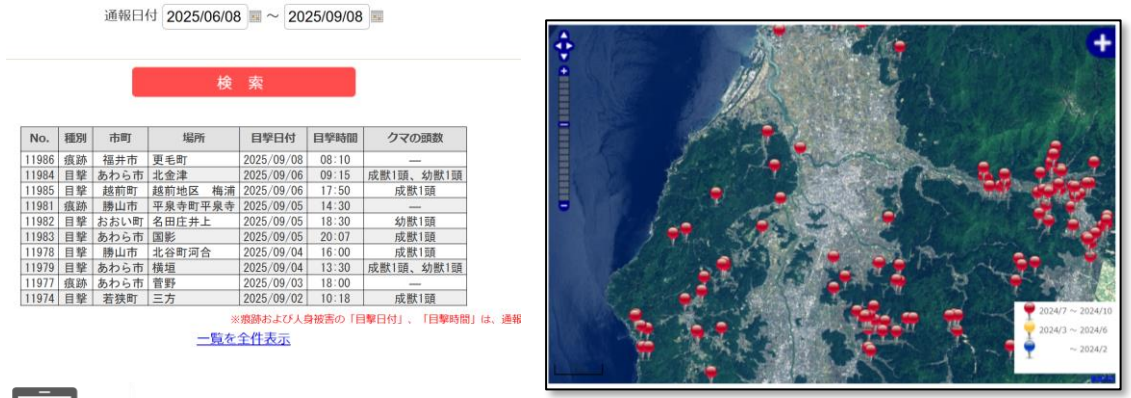

システムの改修により
令和7年10月から情報発信機能を強化
(資料4)

3　捕獲体制の整備・（マニュアルP3 1-(3)ウ）

・市町は、**クマを安全に捕獲できる「はこわな」を保有**。
日ごろから点検等を行い、必要な時に迅速に安全に使用できる状態を確保する。

・クマの捕獲等に伴う捕獲隊員等の受傷をはじめ、猟銃の使用等による周囲への損害等の発生に備え、**損害保険等の加入**の措置に努める。

・市町は、集落内の出没時の被害防止対策を迅速に実施できるよう、捕獲隊、警察、県農林総合事務所、教育機関（教育委員会や学校）等との連絡体制、出動体制を整備する。

【人身被害対策マニュアルに追加】

・市街地等に出没したクマの緊急銃猟に備え、市町の実情に応じて、**対応マニュアルの作成、緊急銃猟に従事する捕獲者の特定と関係者のリスト化、備品の購入、物損・人身事故に備え保険の加入等の準備**を行う。

○クマに対して使用可能なはこわな

第13次鳥獣保護管理計画

はこわなの形状については、やむを得ない場合を除き、人身事故防止および鳥獣保護の観点から**ドラム缶製はこわな**とする。

第13次鳥獣保護管理計画(変更)R7～

はこわなの形状については、人身事故防止の観点から捕獲従事者等の安全が確保される形状のものに限る（ただし、捕獲個体を放獣する場合は、捕獲後に捕獲個体を傷つけるおそれのない形状に限る）

はこわなの種類	ドラム缶製 はこわな	パンチングメタル	田中式 はこわな
メリット	• 捕獲個体の爪や歯が引っかからない（個体損傷なし） • クマが暴れにくい ⇒破損・人身被害のリスクが低い		• 内部が見やすい • 通気性が良い • 比較的警戒されにくい
デメリット	• 内部が見にくい • 通気性が悪く、高温になりやすい • クマに警戒される場合がある		• 捕獲個体の爪や歯が引っかかる（個体損傷あり） • 見通しがよくクマが暴れる ⇒破損・人身被害のリスクが比較的高い
許可区分別使用可否	有害捕獲○ 個体数調整捕獲○		有害捕獲× 個体数調整捕獲○

1　地域住民および学校等への注意喚起（マニュアルP5　2-（3）ア）

・市町は、クマの出没の通報を受けた場合は、出没集落および近隣の区長（地域住民）、教育委員会、学校や病院、福祉施設等に対して注意喚起を行ってください。

・市町（教育委員会）は、近隣小中学校の児童生徒の登下校や学校行事の際における安全が図られるよう、学校に対し必要な情報の提供や注意喚起を行ってください。

2　出没クマの調査（マニュアルP5　2-（3）イ）

・クマの出没情報を受け取った際、必要に応じて出没の現地へ行き、出没状況（出没位置、逃走経路、居場所等）を調査し被害の危険性や継続性を判断してください。

・必要に応じて、捕獲隊の出動や所轄警察署に協力を要請してください。

マニュアル別紙4　出没・人身被害発生時の対応フロー参照

3　被害防止対策（マニュアルP5　2-（3）ウ）

・市町は、被害発生を防止するため、追払い、誘引物の除去、はこわなの設置、銃による捕獲等の必要な措置を迅速に講じてください。

・市町は、必要に応じて、自然環境課へ電話等で速やかに情報を伝達し、対応策の助言や必要な支援を要請してください。

・市町は、銃による捕獲や追払い等を安全に行うため、警察と連携し必要に応じて出没現場およびその付近への地域住民等の通行制限や避難誘導を行ってください。

人身被害対応

人身被害が発生した場合は、救急搬送など被害者の保護を最優先とし、必要に応じて出没対策を講じてください。

１　被害防止対策の実施（マニュアルP7　4-（2）イ）

・人身被害の発生現場で危険性が継続している場合は、特に、地域住民に注意喚起してください。

・加害クマの捕獲や誘引物の除去等により人身被害対策を講じてください。

・**加害クマが、生息地である森林へ逃走し行方が分からなくなった場合**は、捕獲行為中の二次的な人身被害の防止や、加害クマを特定した捕獲が困難であることなどから、銃による**積極的な捕獲は注意が必要です（推奨しない）。**

人身被害・緊急銃猟等の事案発生の連絡について

〇人身被害が発生した場合や緊急銃猟の実施を検討する場合は、必ず、自然環境課へ連絡をお願いします。

・平日（時間内）は自然環境課へ電話し、位置図等の詳細情報はFAXする。
県自然環境課　電　　話　0776－20－0306
ＦＡＸ　0776－20－0635

・休日、夜間の場合は、下記へ電話し迅速に情報を伝達する。
携帯電話　090－3156－8860（公用）

1　パトロール（出没多発地域）

〇市町（広報車）（音声広報による対策を直接周知）
〇消防・警察（うす暗い時間帯に、音や光で、クマ注意の意識を高める）

2　集落や市街地での対策

〇集落への出没（目撃・痕跡・捕獲、人身被害）情報が、地域住民で共有されるよう徹底
〇外出時に家屋周辺にクマがいないことを確認するよう住民に周知
〇集落内の誘引物（柿の木等）の存在場所を確認・共有
〇クマを誘引する果樹等の持ち主は、不要な枝の剪定、樹木の伐採、柿は青いうちに除去
〇持ち主が不在の場合など、収穫が困難な場合は、集落内で情報共有
　（誘引果樹に近づかないことを周知）
〇農家組合等へ依頼し、山際集落において、山際に電気柵の設置期間を延長（12月まで）

３　学校・児童クラブでの対策

〇児童生徒は、クマ鈴の携行、通学路に注意（山道、山際の道を歩かない。）
〇山際を中心に保護者やスクールバスによる送迎
〇クマと出会ったときの対応を教室等で学習
〇父兄会等で学校内・周辺、通学路の草刈り（特に山際）
〇校外（野外）活動の安全対策の徹底（状況に応じて中止も）
〇校区内のクマ情報は保護者へ緊急メール等を活用して連絡

４　公民館・病院等の公共施設での対策

〇管理者において、施設敷地内のクマの誘引樹木は、実の収穫、不要な枝の剪定、伐採を実施
〇張り紙等で利用者へ注意喚起（山際や河川沿施設では、暗い時間帯や藪付近の歩行は避ける）
〇野外活動の主催者は、クマによる被害防止対策を確認（状況に応じて中止も）
〇施設内へのクマの侵入を防ぐため、早朝・夜間は自動ドアを手動開閉に切り替え
〇夜間の戸締りの徹底

5　公園・キャンプ場等の屋外施設での対策

〇出没注意の看板設置（特に山際に立地する場合）
〇草刈り、藪刈り、山際すっきり
〇クマの誘引樹木は、実の収穫、不要な枝の剪定、伐採を実施
〇生ごみ等は、屋内で徹底管理（誘引するため、匂いを屋外に出さない。）
〇営業を一時中止することも検討

県内の人身被害発生状況（H1～R7）

年度・季節別人身被害発生状況

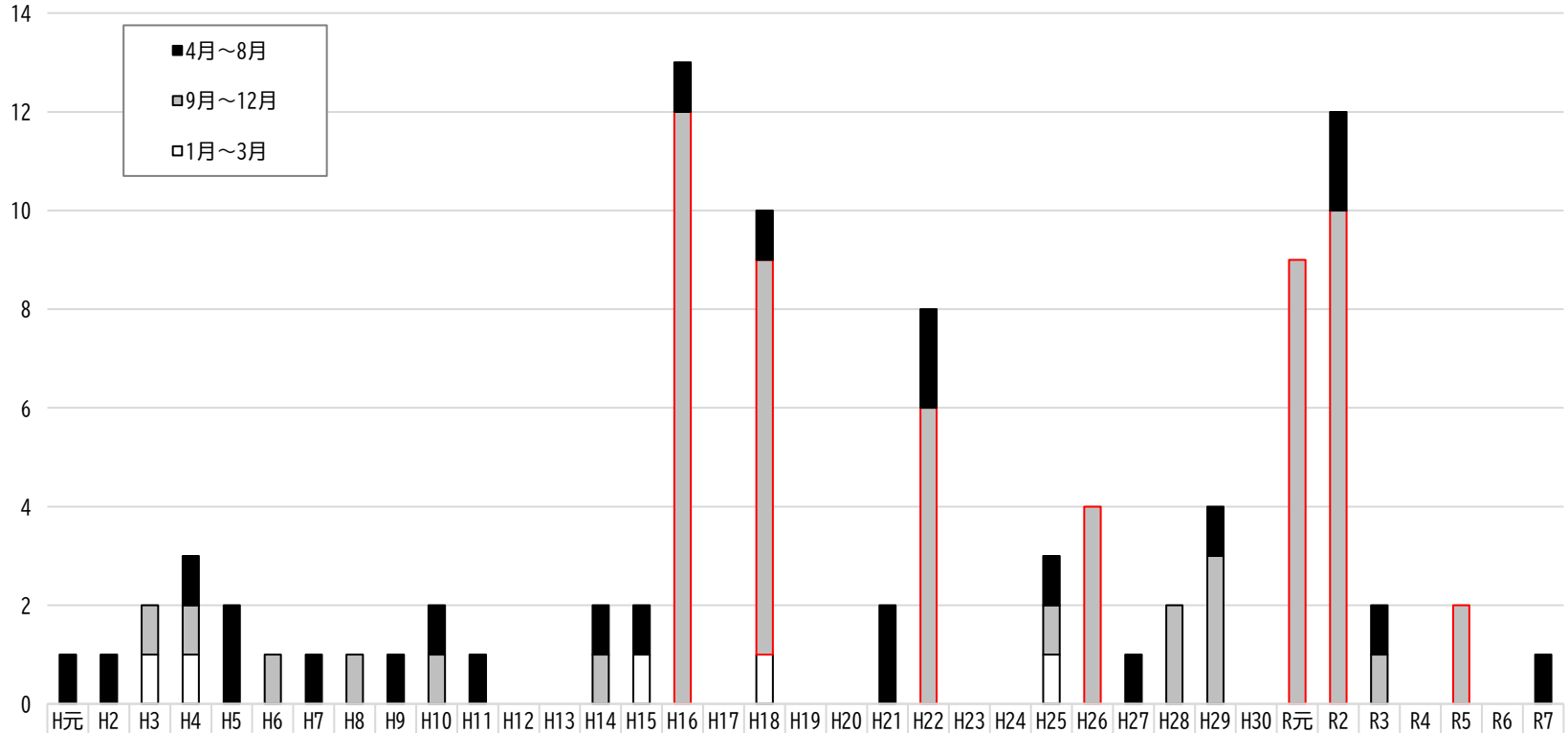

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
■4月～8月	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	2	2	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1
▫9月～12月	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	12	0	8	0	0	0	6	0	0	1	4	0	2	3	0	9	10	1	0	2	0	
▫1月～3月	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

・H16以降、堅果類の作柄不良年には秋に大量出没が発生し、人身被害も発生

市町別人身被害発生状況

管理区域	地区	市町	発生件数	（%）
嶺北地域（白山・奥美濃地域個体群）	福井・坂井	福井市	8	9.0
		永平寺町	3	3.4
		あわら市	1	1.1
		坂井市	7	7.9
	奥越	大野市	19	21.3
		勝山市	29	32.6
	丹南	越前市	6	6.7
		鯖江市	2	2.2
		池田町	0	0.0
		南越前町	7	7.9
		越前町	3	3.4
	小計		85	95.5
嶺南地域（北近畿東部地域個体群）	嶺南	敦賀市	2	2.2
		美浜町	0	0.0
		若狭町	0	0.0
		小浜町	2	2.2
		高浜町	0	0.0
		おおい町	0	0.0
	小計		4	4.5

令和7年度　7月に坂井市で釣り人が人身被害

- 嶺北地域で全体の約95%を占め、特に奥越地区での発生が顕著（全体の約55%）

令和7年度の人身被害発生状況（7月16日　坂井市丸岡町）

クマ目撃情報報告票

市　町　名	坂井市
通　報　日　時	令和７年７月１６日
	午前９時００分
クマ遭遇日時	令和７年７月１５日
	午後１２時００分ごろ
クマ遭遇場所	坂井市丸岡町上竹田　（龍ヶ鼻ダム上流） ※位置図参照
クマ大きさ	不明
人身被害	有り（状況　２０代男性・肩にケガ）
クマの頭数	成獣　１　頭
移動方面	不明
市の対応	周辺パトロール・関係各所連絡
被害時の状況	・釣りをしている最中にクマに遭遇 ・その後、驚いて転倒して足を骨折

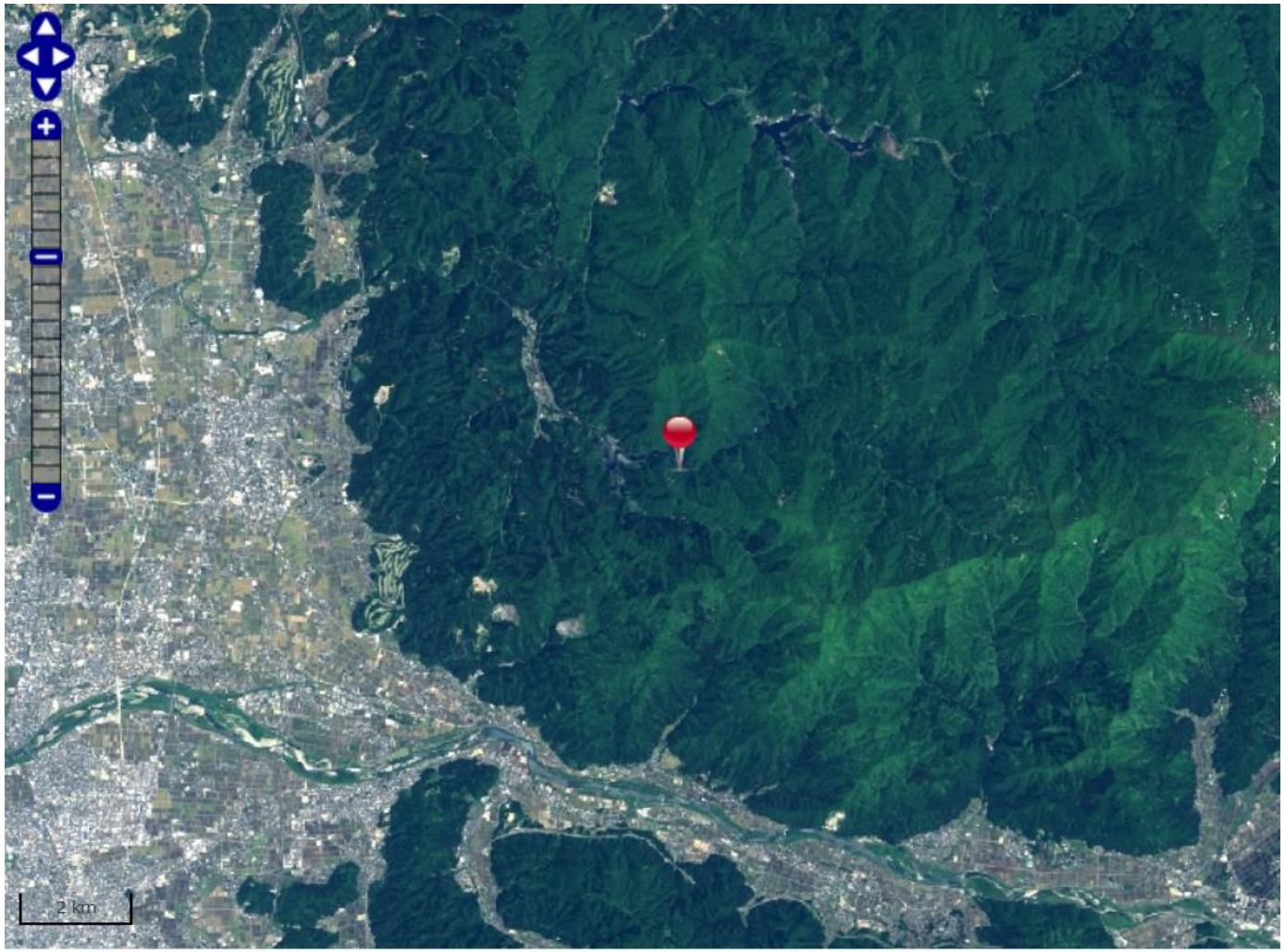

県内の人身被害発生状況(H1～R6)

人身被害発生場所・状況

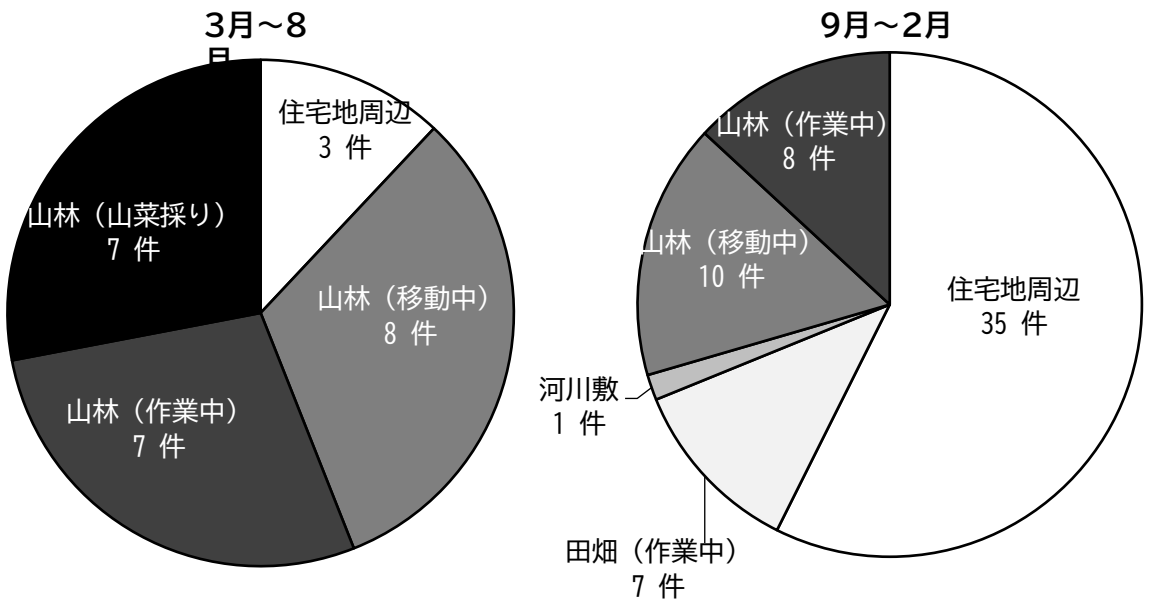

・春季(3月～8月)は、人が山に入って発生
・秋季(9月～2月)は、クマが里に下りてきて発生(特に大量出没年)

人身被害発生時間帯

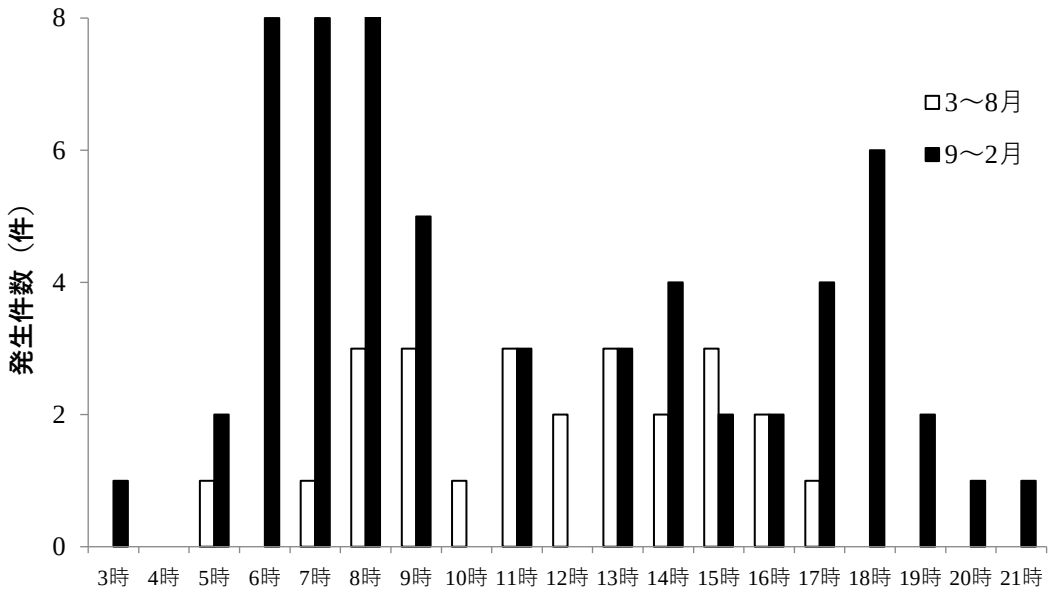

・春季(3月～8月、□)は、時間帯に関係なく発生
・秋季(9月～2月、■)は、早朝に被害が多い

県内の秋季の人身被害発生状況（R1～6）

22件（R1:9件　R2:10件　R3:1件　R5:2件）

	日付	時刻	住所	環境	詳細な場所	被害を受けた時の状況	ケガの部位	誘引物
R1★	10/7	5:20	南越前町合波	山麓部集落	路上	犬の散歩中に犬が吠え、クマに押し倒された。	頭を噛む	カキ
	10/8	17:40	勝山市遅羽町	山麓部集落	林内	猟友会員が林道で、幼獣のクマが飛び出し。	右腕を噛む	－
	10/21	6:45	福井市縫原町	山麓部集落	山道	通勤途中で山際の道でクマと遭遇	顔面と右腕	カキ
	10/22	8:20	勝山市元町	平野部市街地	市教育会館	池の鯉に餌を与えていたところ、背後から襲われた。	頭部引っ掻き	カキ
	10/30	7:35	勝山市旭町	平野部市街地	自宅	ごみ出し中、足元にクマが来てひっかかれた。	左足首引っ掻き	－
	10/31	18:40	勝山市村岡町浄土寺	山麓部集落	路上	犬の散歩中に、道路脇から親子のクマが飛び出し。	右手噛まれる 左手、左足、右わき引っ掛かれ	カキ
	11/1	13:50	勝山市平泉寺町	山麓部集落	林内	クルミとギンナンを拾っていたところ、背後から襲われた。	顔引っ掛かれ	クルミ,ギンナン
	11/8	8:00	大野市木本中村町	山麓部集落	自宅裏	水路で芋を洗っていて顔を上げたところ襲われた。	手と頭引っ掛かれ	カキ
	11/12	16:45	南越前町新道	山麓部集落	自宅付近	カキを収穫中、襲われた。逃げる際に再度襲われた。	頭と顔を引っ掛かれ	カキ

★:大量出没年

県内の秋季の人身被害発生状況（R1～6）

22件（R1:9件　R2:10件　R3:1件　R5:2件）

	日付	時刻	住所	環境	詳細な場所	被害を受けた時の状況	ケガの部位	誘引物
R2★	9/30	17:00頃	勝山市野向町	平野部集落	自宅	刈った草を運んでいたところ、背後からクマに襲われた。	顔面引っ掛かれ	カキ等
	10/2	6:15頃	勝山市平泉寺町	山麓部集落	自宅	花壇で水やりをしていたところ、後ろからぶつかられた。	顔面と右腕	－
	10/4	9:50頃	勝山市平泉寺町	山麓部農耕地	畑	畑で菊の植え付け作業中、クマに襲われた。	顔面、左腕	－
	10/9	9:30頃	南越前町古木	山麓部集落	路上	農作業に向かう途中、生活道路でクマに遭遇し襲われた。うずくまって顔をあげたところ再度襲われた。	頭、首、臀部を引っ掛かれる	カキ
	10/16	14:00頃	南越前町杉谷	山麓部山麓		ギンナンを収穫中、銀杏の木から降りてきたクマに襲われた	頭、顔、左手首を引っ掛かれる	ギンナン
	10/23	8:32	敦賀市	平野部市街地	JR施設	JR職員が屋外作業中に、倉庫に潜んでいたクマに襲われた。	右肩、首を引っ掛かれ	－
	10/23	8:40	敦賀市	平野部市街地		北陸新幹線建設現場にて、作業員が樋ノ水町で被害を出したクマに遭遇し、襲われた。	顔を噛みつかれ	－
	10/23	13:05	大野市土打	平野部市街地	自宅	自宅で車に乗ろうとしたところ、背後から襲われた。	頭、左腕を噛まれる	－
	10/28	18:20	福井市稲津町	平野部市街地	自宅	自宅の車庫で車を降りたところ、襲われた。	右ふくらはぎ引っ掛かれ	－
	10/29	3:35	福井市篠尾町	山麓部集落	民家	新聞配達員が新聞配達中にクマに遭遇し襲われた。	顔を引っ掛かれ	－
R3	12/25	15:00頃	鯖江市上河内町	山林内		狩猟中に猟犬がクマの冬眠穴に入り、犬を助けるために穴に近づいたところ、出てきたクマにつかみかかられた。	左肘引っ掛かれ	－
R5★	10/18	7:35	勝山市村岡町浄土寺	山麓部集落	家庭菜園	農作業中に背後から成獣1頭に襲われた。	頭部	カキ
	11/24	7:15	越前市上太田町	平野部市街地	路上	散歩中に背後からクマに襲われた。	顔を噛まれる	－

★:大量出没年

人身被害が起きた状況

〇**柿・生ごみ**等、クマが**餌付いている場所**
〇**夜間・早朝**のうす暗い時間帯**（出会い頭）**
〇**藪**などで見通しの悪い**山道や山際の田畑等（出会い頭）**
〇クマの移動ルートとなる**河川敷等**の周辺
〇**犬の散歩中**（犬が吠えクマが興奮し攻撃性が増す）

負傷部位

人身被害（R1～R6）22件のうち7割が顔面・頭部の負傷

人身被害防止のための対策について

1　地域住民への注意喚起と対策の徹底について

○下記事項について、広報おおの９月号に掲載。チラシを小中学校に配布。

・登山やキノコ狩りなどで山に入るときは、必ず音の出る物を携帯する。
　また、朝夕の入山や単独行動は避ける。
・できるだけ早く果樹等を収穫する。
・人家のまわりや田、畑に野菜や生ごみを放置しない。
・人気のない場所で車を降りる際は、周りの様子をみる。

○電気柵はクマの集落侵入防止のため、１２月まで設置するよう指導する。

2　クマ出没対応マニュアルに基づく対策について

（１）出没情報の収集

地域住民や捕獲隊がクマの目撃もしくは痕跡を発見した場合は、大野市）農業林業振興課）へ連絡するよう依頼する。

（２）地域住民や関係機関への出没情報の提供

区長や関係機関を通じて地域住民に出没情報を提供し、注意喚起する。必要に応じ、防災行政無線や広報車を用いて確実に出没情報を伝達し、注意喚起する。

※注意喚起に際し、出没位置図、出没時間等の情報を集約する「福井クマ情報（FBI）https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx」への入力による情報提供。

（３）捕獲の実施

集落内等への出没や繰り返し出没する場合など、人身危険性がある場合は、「ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針」及び「大野市ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、関係機関と協力し捕獲を実施する。

（４）体制の確認

	関係機関	連絡窓口	担当
1	周辺地区	各区長	地域住民への周知
2	実施隊（猟友会）	各支部長	捕獲出動
3	大野警察署 刑事生活安全課	生活安全係	周辺パトロール
4	福井県自然環境課 奥越農林総合事務所		緊急措置
5	自然保護センター		放獣（麻酔銃）
6	教育総務課	学校教育Ｇ	小中学校
7	こども支援課	子育て支援Ｇ	保育園、こども園、児童センター等
8	福祉課	社会福祉Ｇ	福祉施設等
9	健康長寿課	長寿Ｇ	介護施設等
10	建設整備課	整備保全Ｇ	亀山周辺、入山規制
11	観光交流課	施設管理Ｇ	観光施設（越前大野城等）
12	生涯学習・文化財保護課		文化施設（博物館等）
13	地域文化課	各公民館	住民からの問い合わせ対応
14	秘書広報室	秘書広報Ｇ	HPによる注意喚起
15	防災防犯課	防災防犯Ｇ	防災無線による住民等への周知

ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県エネルギー環境部自然環境課
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下、「クマ」という）の地域個体群の安定的な維持を図りつつ人との軋轢を軽減させる有害捕獲※1および個体数調整※2について、福井県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年3月29日福井県告示第107号）、福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（令和7年3月策定、以下、「特定計画」という）および福井県有害鳥獣捕獲実施要綱（令和6年9月4日改正）に定めるもののほか、この指針で定めるものとする。

※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を目的とした捕獲
※2 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲

（１）有害捕獲

ア　考え方

・人の生活圏（市街地、集落、農耕地等）での出没（目撃・痕跡）等、人に危害が及ぶ場合またはその可能性がある場合は、人命を最優先とした有害捕獲を迅速に実施するものとする。
・クマによる農林水産業等の被害が発生している場合または発生が予想される場合は、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、有害捕獲は行わない※3。

※3 クマの有害捕獲については、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限り、市町長に許可権限が委譲されている。

イ　方法等

・わな猟（「はこわな」に限る）および銃猟による。
・「はこわな」は原則、ドラム缶製もしくはパンチングメタル製とする。
・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

ウ　実施体制

・原則として、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊および鳥獣被害対策実施隊（以下、捕獲隊という）を捕獲従事者とする。
・市町は、捕獲隊の中からクマの捕獲経験や技術を有する者を把握するとともに、従事者が不足する場合には、近隣市町と連携し従事者確保に努めること。
・捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。

エ　捕獲個体の処置

・人の生活圏で捕獲した個体は原則、捕殺する。ただし、秋季に堅果類等の餌資源不足により大量出没が発生した際には、コア生息地に棲む個体が一時的に行動圏を拡大させた可能性も考慮し、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲目標数※4 を上回る場合は、放獣に努めるものとする。

※4 特定計画で定めた年間捕獲目標　嶺北地域 160 頭、嶺南地域 50 頭

・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により許可内容に基づき適正に処分すること。
・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。

オ　放獣に関する留意事項

・クマの放獣作業は危険が伴うため、原則として麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が実施可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。
・人の生活圏周辺において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、コア生息地等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。
・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。
・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺の安全確認を十分行い、事故防止に努める。

（２）個体数調整捕獲

個体数調整捕獲は、①管理強化区域での捕獲と②春季銃猟に区分して、事業の目標や実施区域、捕獲頭数、期間、捕獲方法等を盛り込んだ「市町捕獲計画」※5に基づき計画的な捕獲を実施する。

※5 特定計画に基づき、クマの個体数調整捕獲を目的として各市町が定める計画。鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止計画」とは異なる。

ア　考え方

①管理強化区域での捕獲

・人の生活圏に接する緩衝地域の山林内（山際から概ね200mの山林内）のうち、地域の出没状況等から人の生活圏への出没を未然に防止するための捕獲が必要と考えられる区域を、市町が管理強化区域として設定し、市町捕獲計画に基づき、個体数密度を減らすための計画的な捕獲を実施する。
・管理強化区域を設定する際は、既存の出没情報（目撃、痕跡、人身被害）をもとに軋轢が高まっている地域を確認し、出没抑制対策の実施状況、地形、路網等の状況を考慮して、捕獲の効果が見込まれる区域を選定する。
・捕獲事業前後で事業区に隣接する集落への出没件数や捕獲効率の変化、センサーカメラによる撮影効率の変化等をモニタリングし、単年度単位で事業効果を評価することとする。

②春季銃猟

・春季（3月から5月中旬までの残雪期）に、緩衝地域において銃を用いた捕獲を行い、人への警戒心を高め、クマによる人の生活圏への出没の抑制を目的に実施する。
・春季銃猟は、組織だった高度な狩猟技術等が必要となるため、技術や知見が継承されている奥越地域（大野市・勝山市）に限るものとし、「市町捕獲計画」で定めた実施区域内で実施する。
・目視による生息状況調査（出猟カレンダー調査）を併せて実施し、個体数推定に活用可能な目撃効率(SPUE)および捕獲効率(CPUE)のデータを収集する。

イ　方法等

①管理強化区域での捕獲

・わな猟（「はこわな」に限る）によることとし、銃の使用は止めさしに限る。
・使用する「はこわな」は、ドラム缶製、パンチングメタル製のほか、鉄骨製（通称、田中式）も可能とする。
・田中式「はこわな」を使用する場合は、製品の用途や仕様にクマの捕獲が明記され十分な強度を有するものに限定し、既存のニホンジカやイノシシ捕獲用の「はこわな」の流用は認めない。
・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

②春季銃猟

・銃猟（ライフル銃もしくは散弾銃を使用）によることとし、単独猟は認めない。
・捕獲の効率化と安全確保の観点から、捕獲対象の捜索や捕獲個体の死亡確認の際には、ドローンの使用を推奨する。
・クマ以外の鳥獣の捕獲は認めない。

ウ　実施体制

・原則として、市町がクマの捕獲技能や実績を有する捕獲事業者への委託もしくは従事者の雇用により実施することとする。
・捕獲事業者や従事者は、安全管理や技術向上のための県等が開催する研修を年１回程度受講すること。
・捕獲事業に伴う損害を補償するため、事業実施主体である市町が、市町および捕獲事業者、捕獲従事者をカバーした保険に加入することを推奨する。
・個体数調整捕獲は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の活動に該当しないことに留意する。

エ　捕獲個体の処置

・原則として、捕殺する。
・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により市町捕獲計画や許可内容に基づき適正に処分すること。
・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。
・はこわなで錯誤捕獲により捕獲したイノシシ、ニホンジカ等の鳥獣については、市町における捕獲報奨金など、有害獣捕獲事業その他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

H16.10.7作成
H17.4.1一部修正
H17.5.31一部修正
H18.4.1一部修正
H22.4.1一部修正
H23.4.1一部修正
H26.4.1一部修正
H28.9.14 一部修正
H29.4.1一部修正
R01.10.1一部修正
R04.4.1　修正
R06.4.1　修正
R07.5.1　修正

緊急銃猟ガイドライン概要

令和７年７月
環境省公表

環境省

改正鳥獣保護管理法（令和７年４月成立）に基づく緊急銃猟制度の運用方法を市町村に丁寧に解説する。

資料4

〈緊急銃猟制度〉

○人の日常生活圏（農地や河川敷、建物内等）にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

〈必要な人員・関係者の協力体制の確保〉

○平時からの体制確保を推奨。
○特に、捕獲の実施者の確保について、以下を推奨。
・政省令の要件を満たす者（過去３年以内の大型獣の捕獲経験を有していること等）の特定
・外部者に委託の場合、負担を考慮した日当の設定
※環境省の交付金等が活用可能である旨も補足
※捕獲実施者に応諾義務はない旨を解説した上で、中・長期的な体制の確保の必要性も解説

〈保険の加入〉

○物損等に備え、予め保険加入を推奨。
○保険商品の選定に関する考え方（保険の対象範囲と市町村のニーズを踏まえるなど）の解説。
○環境省交付金・特別交付税措置の活用も紹介。

〈損失補償手続〉

○損失補償の範囲や手続を解説。
○人身事故については国家賠償法で対応。

〈付録〉

○地域住民等に向けた広報資料とガイドラインの概要資料（全８P）も収録。

〈ガイドライン目次〉

1　はじめに
（１）緊急銃猟制度とは
（２）本ガイドラインの概要、位置付け
（３）用語の整理
（４）本ガイドラインの構成

2　各主体の役割

3　緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備
（１）対応マニュアルの作成
（２）必要な人員・関係者の協力体制の確保
（３）机上及び実地訓練・研修等の実施
（４）備品の確保
（５）保険の加入

4　緊急銃猟の実施について
（１）住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
（２）都道府県に対する応援の要請
（３）安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備
（４）緊急銃猟に係る条件の確認
（５）緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
（６）緊急銃猟のための土地の立入等（土地の立入、障害物の除去）
（７）緊急銃猟の実施
（８）原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
（９）損失補償手続き
（10）捕獲後の実績の記録

5　事例

6　緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）

7　警察との連携等について

付録

〈安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備〉

○通行禁止・制限措置、住民の避難の考え方や方法を解説。
（捕獲の実施者等の情報も踏まえ、用いる銃器の性能、バックストップの状況等から、類似する事例も参考に個別に判断）

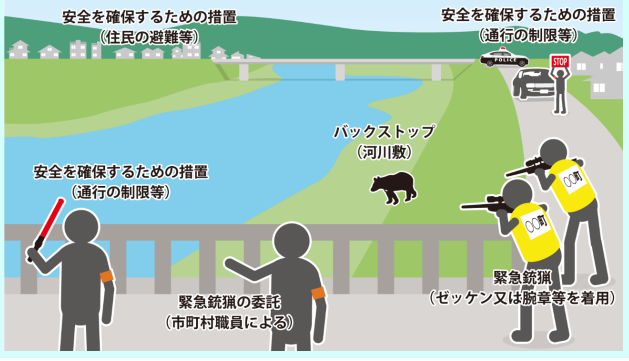

〈緊急銃猟の実施〉

○委託等した後は、発砲タイミング等は捕獲者の知見に委ねる。
なお、緊急銃猟は市町村の責任の下で行われるものである旨を解説。

〈事例〉

○緊急銃猟の参考となる12事例を図も用いて紹介。

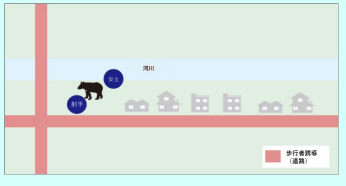

例１　河川敷のクマの銃猟

例２　建物内のクマの銃猟

〈警察との連携等〉

○緊急銃猟の実施においても警察は避難誘導等に協力する旨及び危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等には警察官職務執行法の適用も排除されない旨を記載

令和7年度のクマ対策の強化について

- 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の概要
- 県民等に対する注意喚起
- 緊急銃猟実施に備えた市町への支援
- 県によるクマの個体数調整の実施
- 交付金を活用して実施可能な市町のクマ対策

福井県第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)の概要

1 目的

近年、ツキノワグマ(以下、クマ)の生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、国は令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に指定し、 集中的かつ広域的管理を図ることとした。

本県においても、現行の保護計画を管理計画に改定し、捕獲目標数を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていく。

2 計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

※終期は、上位計画の第13次鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで

3 年間捕獲数

国のガイドラインの改定に伴い、「上限」から「目標」に見直す。

地域	年間捕獲数	
	現行の保護計画:捕獲上限数 (推定個体数【R元調査】×捕獲割合)	新たな管理計画:捕獲目標数 (推定個体数【R6調査】×捕獲割合※)
嶺北	120頭(800頭×15%)	160頭(904頭×18%)【+40頭】
嶺南	36頭(240頭×15%)	50頭(313頭×15%)【+14頭】
合計	156頭	210頭 【+54頭】

※令和元年度～6年度の捕獲割合の実績(平均値　嶺北15%、嶺南12%)に人との軋轢軽減を目的として3%を上乗せ

4 管理計画におけるゾーン区分

ゾーン区分		コア生息地(鳥獣保護区等)	緩衝地域(人の生活圏とコア生息地との間の地域) 管理強化区域	防除地域 (農耕地等)	排除地域 (市街地・集落)
		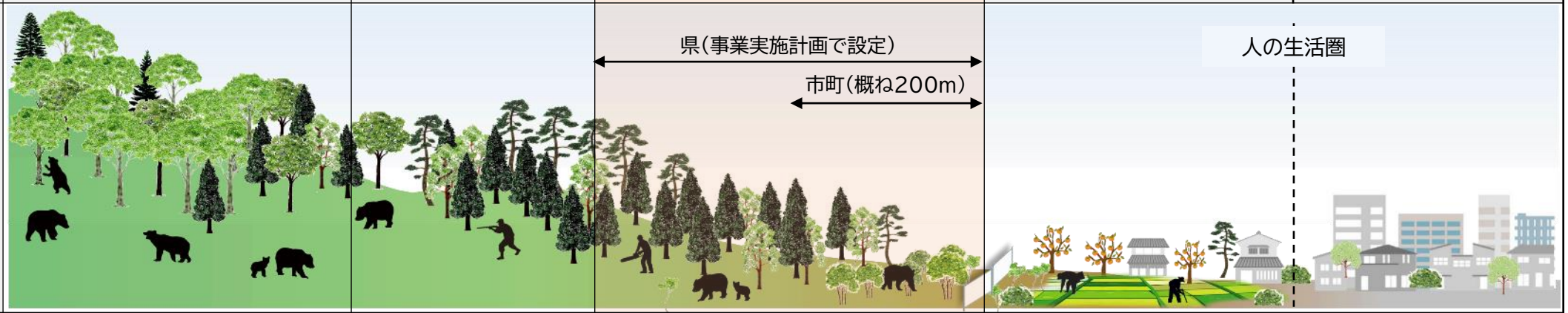			
ゾーニング管理	個体群管理		新 個体数を減らすための計画的な捕獲 [はこわな猟] 県・市町が実施 新 人への警戒心を高めるための捕獲 [春季(3～5月)銃猟] 市町(奥越地区)が実施 新 狩猟[猟期(11/15-2/15) 銃猟] (嶺南での自粛を要請しない) 一般の狩猟登録者が実施	・出没個体の対処的な捕獲 [はこわな猟・銃猟] 市町が実施	
	被害防除	・人工林の樹皮剥ぎを防止するため、テープ巻き等の防除対策を支援		・集落内への侵入を防止するため、誘引物除去 (果樹等の伐採・適切な管理)、柵の設置等を支援	
	生息環境管理	・生息環境を保全するため、 針広混交林化を推進	・人の生活圏への侵入や定着を防止するため、藪の刈り払い等を支援		

5 その他、強化する対策

- 「ツキノワグマ捕獲アドバイザー」を市町に派遣し、捕獲体制を強化
- ドローンや通信型センサーカメラ等のICTを活用した安全で効率的な捕獲技術の普及
- 防災アプリ等、プッシュ通知が可能な媒体を活用し、クマの出没情報を住民に周知

県民等に対する注意喚起の強化（令和6年度から強化した項目）

○各種媒体を用いた注意喚起の実施

○新聞広告

福井新聞
県民福井
R7.9.7

○YouTube、テレビCM

○県SNSによる注意喚起（随時配信）

配信先：防災ネットHP 、X、メルマガ、Lアラート、
Yahoo！くらし、LINE、Facebook、
りゅうぴーねっと（県警）

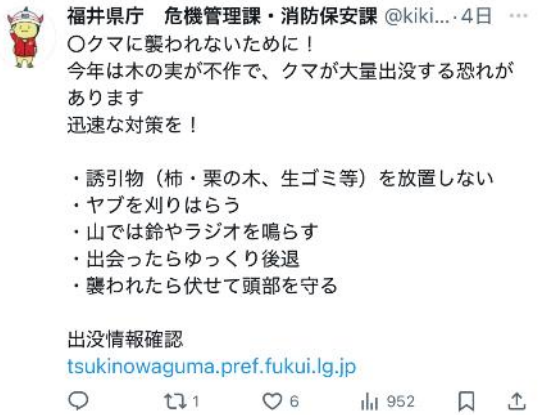

X（旧twitter）
R7.9月配信

○県HPトップへのバナー設置（クマ出没多発）

○ツキノワグマ出没情報収集配信システムの改修

出没情報収集配信システム

市町 出没情報登録

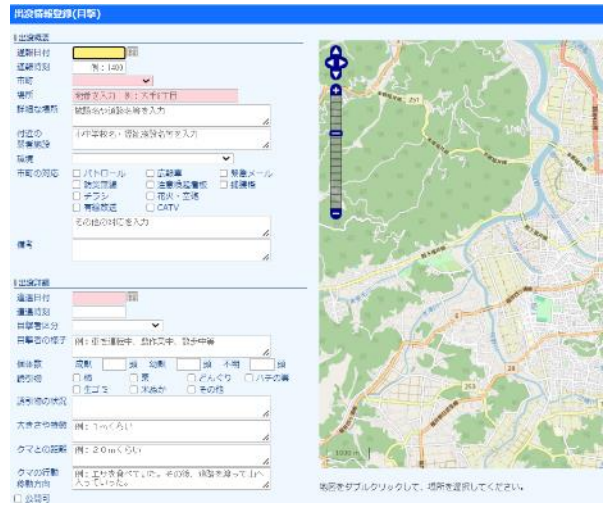

報告

県 出没情報集計・分析

従来の機能

WEB公開

WEBサイト「福井クマ情報」

メルマガ配信

WEBサイト閲覧やメルマガ登録が必要
⇒関心のある人にしか情報が届かない

改修による機能強化

システム連携

入稿ツール

プッシュ通知

Yahoo! JAPANアプリ

Yahoo!防災速報アプリ

WEB掲載

YAHOO! くらし JAPAN

利用者多いアプリに自動で情報配信
⇒関心が薄い人や観光客にも情報伝達

○緊急銃猟制度について

- 改正鳥獣保護管理法施行（令和7年9月1日）により、住居集合地域を含む人の日常生活圏において、条件を満たした場合に、市町村長の責任による危険鳥獣（クマ類、イノシシ）の銃猟が実施可能に※

※環境省の定める緊急銃猟ガイドラインに基づき実施

緊急銃猟ガイドライン概要（別添資料2参照）

緊急銃猟実施の4条件
①住居などへの侵入のおそれ
②危害防止が緊急に必要
③銃猟以外では捕獲が困難
④住民に弾丸が当たる恐れがない

事前準備
・人員・協力体制の確保
・訓練・研修の実施
・保険の加入
・マニュアルの作成　等

家屋などが破損の場合
⇒市町村長が補償

県の対応
- 緊急銃猟従事者研修の開催【9月補正】
- 緊急銃猟対応訓練の開催
- 捕獲者への日当支援【9月補正】
- 損害保険料の支援【9月補正】
- マニュアル作成支援と各市町への共有

○緊急銃猟対応訓練の開催

- 緊急銃猟ガイドラインでは、実際にクマの出没対応にあたる関係者による机上・実地の訓練を行うことを推奨

➡ クマが市街地に出没した際に、法令順守のもと安全に速やかな緊急銃猟の対応ができるよう、緊急銃猟を行うことができる条件や手続きについて関係者（県、市町、警察、有害鳥獣捕獲隊）の間で共通認識を持ち、それぞれの役割、連携体制、現場の動きを確認する訓練を行う。

※R4年度から開催してきた出没対応訓練を緊急銃猟に対応した内容で実施

【開催予定】

	会場市町	開催日	開催場所（机上訓練・実地訓練）
第1回	大野市	9／28	旧尚徳中学校
第2回	南越前町	10月（予定）	未定

【対象者】

市町、警察、有害鳥獣捕獲隊、県関係機関

※会場市町以外の市町も積極的な参加（座学の受講・訓練の見学）を推奨

○緊急銃猟対応訓練の開催

【訓練の内容】

(1)座学(9時～10時)

- 市街地出没対応の基本的考え方
- 緊急銃猟制度および関係法令の解説
- 過去の市街地出没の対応事例の紹介と課題

(2)机上訓練(10時～12時)

班ごとに想定事例の①～④への対応を話し合い、班間で発表

① 通報から関係者集合(連絡方法と内容、住民への周知等)

② クマの捜索・確認(捜索手段、連絡方法、人員配置等)

③ 緊急銃猟の計画(人員配置、射撃方向、住民の安全確保の措置等)

④ 緊急銃猟の実施(捕獲者への委託、中止の判断、損失確認)

(3)実地訓練(13時～16時)

想定事例の現場における緊急銃猟実施の手続きや人員配置・動き方、必要な装備、安全対策に主眼を置いて技術的なポイントを確認

机上訓練

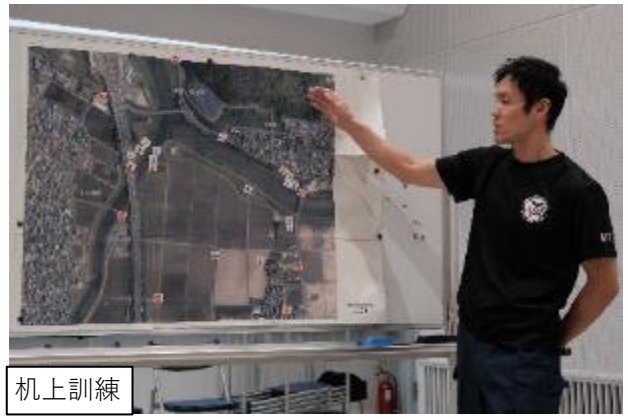
机上訓練

実地訓練（現地本部）

実地訓練（捕獲班）

○緊急銃猟従事者研修の開催【9月補正】

- 緊急銃猟ガイドラインで、市町や捕獲者に求められるポイント
  - 市　町：緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者の特定
  - 捕獲者：対象鳥獣の生態や習性の知識、安全な銃器の取扱い、高度な射撃技術、発砲の冷静かつ迅速な判断力、市町村職員等と臨機応変に連携できるコミュニケーション能力

➡ 市町有害鳥獣捕獲隊員の制度理解および猟銃での射撃技術向上を目的に、設備の整った県外射撃場において座学および射撃研修を開催

【開催予定】 11月に兵庫県立総合射撃場で2回実施

【対象者】 各市町が推薦する有害鳥獣捕獲隊員（70名程度）、市町職員

【研修の内容】

（1）座学
- 緊急銃猟制度の解説
- 緊急銃猟で必要な射撃技術と安全な銃の取扱い

（2）射撃研修
- スラッグ弾での射撃練習
- 射撃検定（静止標的・移動標的）

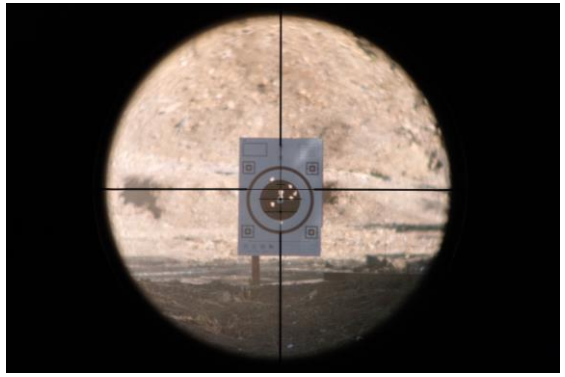

静止標的

移動標的

○指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づき、勝山市東部区域※において、個体数を減らすための計画的な捕獲を行う。

※県全域のクマの生息状況や出没・人身被害状況等を踏まえ、市町による捕獲や出没抑制対策の実施状況を考慮し事業実施区域（管理強化区域）を設定

【スケジュール】

9月末　事業者決定（プロポーザル）

10月～12月　捕獲事業、モニタリング実施

【事業実施区域】

勝山市東部区域（野向町～平泉寺町の約60㎢）

【捕獲方法】

はこわな・銃（止めさしに限る）

クマ出没状況
ヒートマップ
（R1-6）

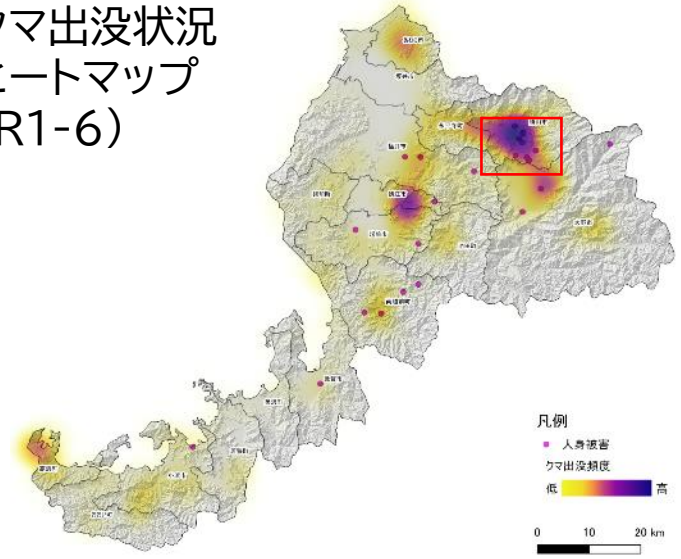

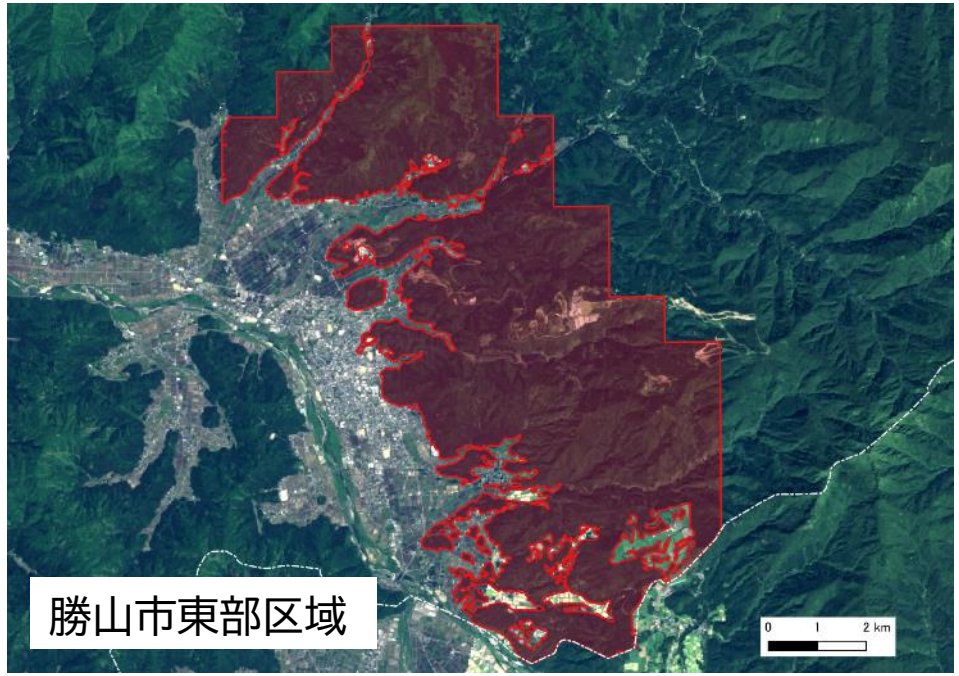

交付金を活用して実施可能な市町のクマ対策

令和７年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業　交付対象メニュー

環境省資料抜粋

交付対象メニュー	内　容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	➢ 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 ➢ 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県 協議会	-	➢ 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） ➢ 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） ➢ ただし、いずれも定額を超える事業費分は１／２以内 ➢ 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	➢ 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施。 ➢ 緊急銃猟及び関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の１／２以内（都道府県） ➢ 事業費の１／２以内（市町村） （国１／２以内、都道府県１／４以上）
③出没防止対策事業	➢ 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の１／２以内（都道府県） ➢ 事業費の１／２以内（市町村） （国１／２以内、都道府県１／４以上）
④出没時の体制構築事業	➢ 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 ➢ ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の１／２以内（都道府県） ➢ 事業費の１／２以内（市町村） （国１／２以内、都道府県１／４以上）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> ➢ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> ➢ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県 協議会	-	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額 ➢ ただし、定額を超える事業費分は１／２以内

特定計画に基づき市町が行うクマ対策および緊急銃猟の実施に交付金の活用が可能に（R7～）

各市町は積極的なR8予算要求を

令和７年度ツキノワグマ出没対応訓練開催要領

１　目　的

ツキノワグマ（以下、クマという）が市街地に出没した際に、法令順守のもと安全に速やかな緊急銃猟の対応ができるよう、銃猟を行うことができる条件や手続きについて関係者（県、市町、警察、有害鳥獣捕獲隊）の間で共通認識を持ち、それぞれの役割、連携体制、現場の動きを確認する訓練を行う。

２　開催日時・場所

【第１回】大野市
令和７年９月 28 日　９時～16 時 30 分
［座学・机上訓練］富田公民館大会議室
［実地訓練］旧尚徳中学校敷地内

３　参集範囲

市町、市町有害鳥獣捕獲隊、所轄警察署、県警生活安全企画課、
県（自然環境課、自然保護センター、各農林総合事務所、嶺南振興局）

４　内　容

（１）座学（9 時～10 時 30 分）

座学１：市街地出没対応の基本的考え方
座学２：緊急銃猟制度および関係法令の解説
座学３：過去の市街地出没の対応事例の紹介と課題

（２）机上訓練（10 時 30 分～12 時 30 分）

想定事例における以下①～④の対応について、班※1 ごとに関係機関で話し合い、役割分担や流れ等を机上で確認する。

①通報から関係者集合（連絡方法と内容、住民への周知等）
②クマの捜索・確認（捜索手段、連絡方法、人員配置等）
③緊急銃猟の計画（人員配置、射撃方向、住民の安全確保の措置等）
④緊急銃猟の実施（捕獲者への委託、中止の判断、損失確認）

※1 班構成：市職員、有害鳥獣捕獲隊員、所轄警察官、県職員
会場市町２班のほか、希望市町で１班を構成し実施する。

（３）実地訓練（13 時 30 分～16 時 30 分）

想定事例における以下②～④の対応について、会場市町管内の関係機関※2 が人員配置や動き方、必要な装備（道具・服装等）、安全対策等の技術的なポイントを実地で確認する。

②クマの捜索・確認（捜索手段、連絡方法、人員配置等）
③緊急銃猟の計画（人員配置、射撃方向、住民の安全確保の措置等）
④緊急銃猟の実施（捕獲者への委託、中止の判断、損失確認）

※2 管外からの参加者はオブザーバーもしくは管内関係機関の代役として参加